



衛生委員会報告

■障害者虐待防止法について

★障害者虐待防止法とは

- 「障害者虐待防止法」とは、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」です。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成23年6月に制定され、平成24年10月から施行されました。

- 対象となる「障害者」は？（障害者の定義）

障害者虐待防止法では、「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。また、本人の「自覚」は問われません。（障害児も含まれます。）

- 障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を次の3ケースに分けています。

◆養護者による障害者虐待

「養護者」とは、障害者の身の世話を金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。

◆障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。

◆使用者による障害者虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

- どのような行為が虐待になるのか？

虐待には4つの種類があります。

◆身体的虐待

- ・平手打ちにする ・殴る ・蹴る ・叩きつける ・つねる
- ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけどさせる ・縛り付ける ・閉じ込める など

◆性的虐待

- ・性的虐待的な行為や接触を強要する ・障害者の前でわいせつな会話をする
- ・わいせつな映像を見せる など

◆心理的虐待

- ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・無視をする など

◆放置放棄

- ・食事や水分を与えない ・入浴や着替えをさせない ・排泄の介助をしない ・掃除をしない
 - ・病気やけがをしても受診させない ・第三者による虐待を放置するなど ・経済的虐待 ・年金
 - ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない など
- 私たちが意識、無意識問わず行ってしまっているかも知れないことを今一度真摯な気持ちで見直してみましょう。

★障害者虐待の防止と対応は？

●障害者虐待の防止と対応のため、以下の機関にはそれぞれ次のような義務が課されています。

◆障害者虐待の防止のため、各都道府県及び市区町村は、関係機関等との連携、研修等の人材養成、広報啓発活動等に取り組むこととされています。

◆障害者福祉施設等においては、従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等の措置を講ずることとされています。

◆障害者を雇用する事業主においては、労働者の研修の実施、苦情処理体制の整備等の措置を講ずることとされています。

◆障害者虐待が発生した場合、通報等を受けた区市町村等は、虐待の事実確認や障害者の保護等を行います。

★障害者虐待を受けたり見かけたりしたら？

●障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したら、速やかに区市町村等の窓口へ通報しなければなりません。（通報は義務付けられています。）

また、障害者虐待を受けた障害者は、区市町村等の窓口へ届け出ることができます。

障害者虐待を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたりしたら、まず、区市町村等の窓口へ連絡や相談をしましょう。

通報・届出等の窓口は、各市区町村の HP などをご覧ください。

通報・届出等の秘密は守られ、通報・届出等を理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

★最後に

●差別や不当な扱いが虐待に繋がる場合もあります。障害のある人もない人も、共に暮らしやすい社会づくりを目指しましょう。

作成者 草野裕子